

産業廃棄物最終処分場の立地等に関する指針

〔平成 9 年 5 月 22 日青廃第 196 号〕
青森県環境生活部長通知

一部改正：平成 17 年 3 月 29 日付け青環第 1787 号

第 1 趣 旨

産業廃棄物最終処分場については、設置者の不適正処理などにより、生活環境への影響が懸念されることから、施設の立地に地域住民の理解が得られなくなってきたおり、その確保がますます困難となってきた。

このような状況を踏まえ、産業廃棄物最終処分場を新たに設置しようとする者等に対して、生活環境に影響を受けると認められる地域住民の承諾の取得範囲等をあらかじめ示すことにより、円滑な産業廃棄物最終処分場の設置を図ることを目的に「産業廃棄物最終処分場の立地等に関する指針」を定めるものである。

第 2 定 義

この指針において使用する用語は、青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱（平成 2 年 2 月青森県告示第 111 号。以下「事前協議要綱」という。）において使用する用語の例による。

（平成 17 年 3 月 29 日付け青環第 1787 号・一部改正）

第 3 立地環境

産業廃棄物最終処分場の設置等を行おうとする土地（以下「設置等予定地」という。）の選定に当たっては、次の事項を満たすこと。

- (1) 住宅、店舗その他これらに準ずる建物又は文教施設若しくは医療福祉施設に係る土地の敷地境界から、適切な距離が確保されていること。
- (2) 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に影響のある地域を含まないこと。
- (3) 公共施設等の用地として土地利用計画がある地域を含まないこと。
- (4) 関係法令等の規制を受けている場合は、関係法令等による許可等を受けており、又は受けることが確実である地域であること。

- (5) 産業廃棄物最終処分場の設置等について、設置等予定地の所在する市町村に十分説明されている地域であること。
- (6) その他知事が産業廃棄物最終処分場の設置等に係る土地として不相当と認める地域を含まないこと。

第4 立地要件

産業廃棄物最終処分場の設置等については、事前協議要綱第3の規定による設置等事前協議書の提出時において、次の事項を満たすこと。

1 設置等予定地の使用権原等

- (1) 搬入路（搬入道路から産業廃棄物最終処分場までの専用道路をいう。以下同じ。）を含む設置等予定地の所有者から産業廃棄物最終処分場の設置等について承諾を得ること。
- (2) 搬入路を含む設置等予定地までの搬入道路（幹線道路から搬入路までの道路をいう。以下同じ。）の管理者（国、地方公共団体等である場合を除く。）から、産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行等について承諾を得ること。

2 関係住民等の承諾

知事が特に認める場合を除き、次に掲げる者から、産業廃棄物最終処分場の設置等について承諾を得ること。ただし、(2)及び(3)については、設置等予定者が、承諾を得ることに努めたにもかかわらず、一部承諾を得られなかった場合において、搬入道路を含む設置等予定地の所在する市町村の長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 設置等予定地に隣接する土地（設置等予定地の敷地境界からおおむね10m以内をいう。）の所有者（国、地方公共団体等である場合を除く。）及び居住者（同一世帯を構成する場合は、その世帯主。以下同じ。）の全員
- (2) 設置等予定地の敷地境界からおおむね500m以内の土地に居住者がある場合は、当該居住者が属する町内会等住民組織を構成する居住者及び搬入道路に隣接する土地（搬入道路の敷地境界からおおむね10m以内をいう。以下同じ。）の居住者（設置等予定地の敷地境界からおおむね500m以内の土地の居住者が属

- する町内会等住民組織を構成する居住者を除く。)それぞれの3分の2以上
- (3) 設置等予定地の敷地境界からおおむね500m以内の土地に居住者がいない場合は、搬入道路に隣接する土地の居住者の3分の2以上及び搬入路を含む設置等予定地に最も近接する土地の居住者が属する町内会等住民組織の複数の代表者
- (4) 処理に伴う排水がある場合は、放流地点から下流おおむね500m以内の水利権者及び水路等の管理者(国、地方公共団体等の長が管理者である場合を除く。)の全員

第5 施行期日及び経過措置

1 施行期日

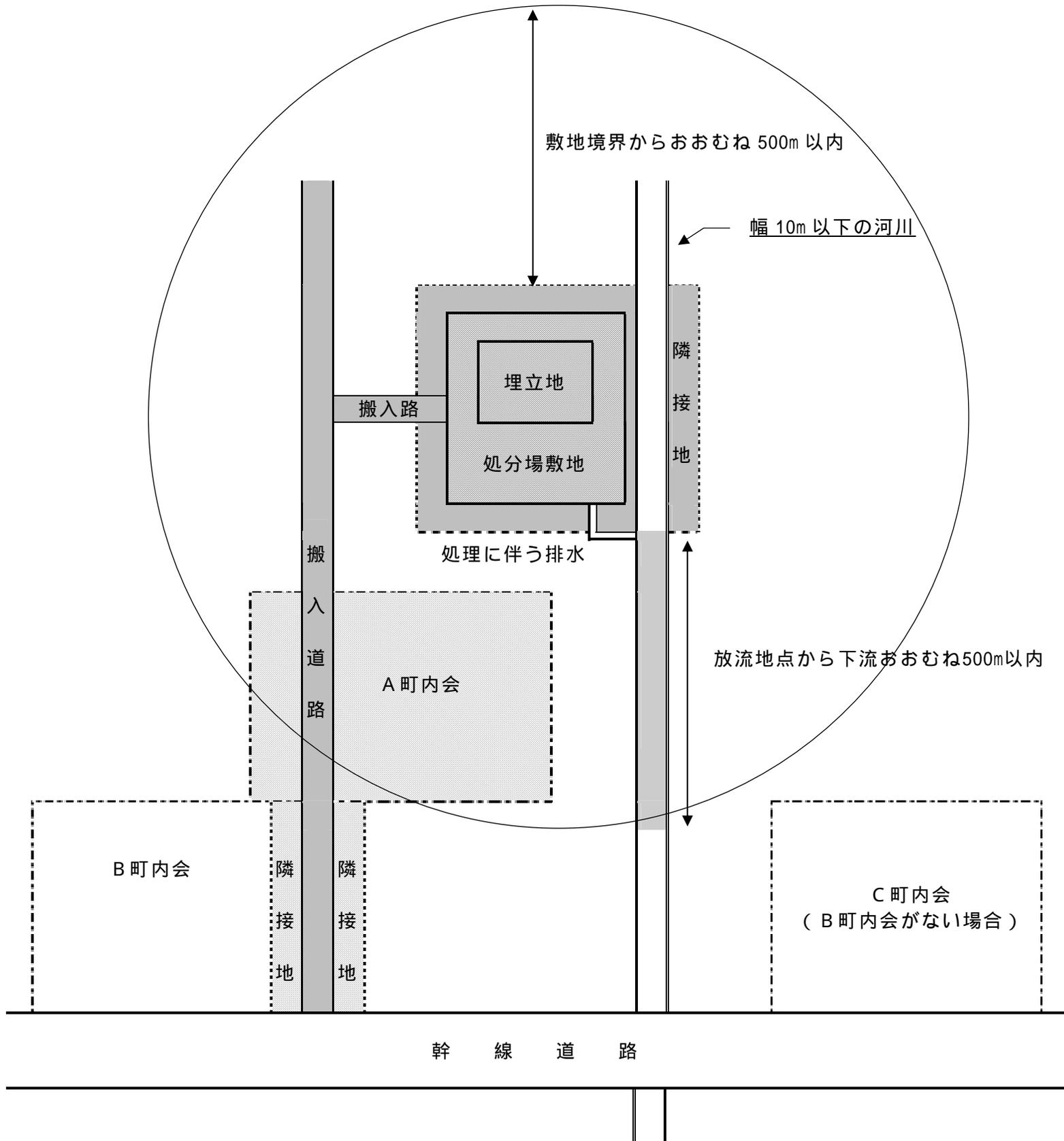
この指針は、平成9年6月1日から施行する。

2 経過措置

- (1) この指針の施行の際現に設置され、又は設置中の産業廃棄物最終処分場については、この指針は、適用しない。
- (2) この指針の施行の際現に青森県産業廃棄物最終処分場の設置等及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱第3(同要綱第5において準用する場合を含む。)の規定により協議されている産業廃棄物最終処分場の設置等については、この指針は、適用しない。
- (3) この指針の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項又は同法第15条の2第1項の規定により許可の申請がなされている産業廃棄物最終処分場の設置等については、この指針は、適用しない。

(別紙)

地域住民等からの承諾の取得範囲



搬入路を含む処分場の設置等予定地の所有者全員の承諾が必要

搬入道路の管理者(国は又は地方公共団体である場合を除く。)全員の承諾が必要

設置等予定地に隣接する土地の所有者及び居住者全員の承諾が必要

設置等予定地の敷地境界からおおむね 500m 以内に居住者がある場合は、その町内会等の居住者(世帯主)の 3分の2の承諾が必要

搬入道路に隣接する居住者(設置等予定地の敷地境界からおおむね 500m 以内を除く。)の 3分の2以上の承諾が必要

設置等予定地の敷地境界からおおむね 500m 以内に居住者がいない場合は、最も近接する町内会等の複数の代表者の承諾が必要(がない場合は)

処理に伴う排水がある場合は、放流地点から下流おおむね 500m 以内の水利権者及び水路等の管理者(国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。)の承諾が必要